

熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項

第1 目的

熊本県難聴児療育拠点施設事業（在宅支援訪問療育等指導事業、在宅支援外来療育等指導事業及び施設支援一般指導事業の3事業をいう。以下単に「事業」という。）は、在宅の難聴児に対する専門的な療育機能を有する施設（以下「難聴児拠点施設」という。）が、地域療育センター等の地域の療育機関において処遇が困難な事例について、当該療育機関又は対象児とその家族に対して専門的な立場から各種の支援を実施することなどにより、県内における療育の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

なお、県は事業の全部について社会福祉法人等に委託することができる。

第3 実施施設

事業の実施施設は、県が事業の実施に相当であると認め、指定した施設とする。

第4 事業の内容等

事業の内容は、次のとおりとする。

1 在宅支援訪問療育等指導事業

地域療育センター等からの要請に応じ、地域を巡回する等の方法により、在宅の難聴児及びその家族等に対して、各種の相談・指導を行う。

2 在宅支援外来療育等指導事業

外来の方法により、在宅の難聴児及び家族等に対し、各種の相談・指導を行う。

3 施設支援一般指導事業

地域療育センター等からの要請に応じ、障害児通所支援を行う事業所の職員及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、難聴児の療育に関する技術の指導等を行う。

第5 事業実施についての留意事項等

1 在宅支援訪問療育等指導事業

(1) 実施計画の策定

難聴児拠点施設は、関係機関との緊密な連携のもと、在宅の難聴児及びその家族等に申請書（様式第1号-1）の提出を求めるなどにより、対象地域の対象者及び地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定するものとする。

(2) 相談・指導の記録

難聴児拠点施設は、相談・指導の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導に一貫性を保つよう配慮するものとする。

(3) 秘密の保持

この事業の実施に当たって職務上知り得た難聴児及びその家庭に関する秘密保持について、特に留意するものとする。

(4) 関係機関等との連携・支援

難聴児拠点施設は、地域療育センターをはじめとして関係機関との緊密な連携のもと事業を実施し、地域の療育機関での支援が可能と判断される事例については、支援内容の継続性に配慮し、関係機関との調整を実施し、地域の療育機関へ円滑な移行の支援を実施するものとする。

2 在宅支援外来療育等指導事業

この事業を実施する場合における、実施計画の策定、相談・指導の記録、秘密の保持、及び関係機関との連携・支援については、第5の1の規定に準じて行うものとする。

3 施設支援一般指導事業

(1) 実施計画の策定

難聴児拠点施設は、地域療育センター等に申請書（様式第1号-2）の提出を求めるなどにより、事業の実施計画を策定するものとする。

なお、相談・指導の記録及び秘密の保持については、第5の1の規定に準じて行うものとする。

(2) 関係機関等との連携・支援

難聴児拠点施設は、関係機関との緊密な連携のもと、地域療育センター等、地域での支援実施が可能と判断される場合は、支援内容の継続性に配慮し、関係機関との調整を実施し、地域の療育機関へ円滑な移行の支援を実施するものとする。

第6 事業の実績報告

1 半期報告

事業の実施を受託した社会福祉法人等（以下「受託者」という。）は、各半期の事業実施完了後速やかに、各半期の実績を「熊本県難聴児療育拠

点施設事業実施状況報告書（様式第3号－1～3。以下「実施状況報告書」という。）により、知事に報告するものとする。

2 年次報告

受託者は、事業実施年度の翌4月15日までに、年度の事業実績報告を「熊本県難聴児療育拠点 施設事業収支状況報告書」（様式第4号）及び「熊本県難聴児療育拠点施設事業実績報告書」（様式第5号）により、知事に報告するものとする。

第7 委託料の支払

- 1 受託者は、各半期の事業完了後速やかに、「熊本県難聴児療育拠点施設事業費請求書」（様式第2号）により知事に対して各半期の委託料を請求するものとする。
- 2 県は、第6 1の各半期の事業実績が正当であると認めたときは、受託者に対し、各半期の事業実施に係る委託料を、別表の基準額の範囲内で契約した金額に基づき支払うこととする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

別表

区 分	基準額（1件当たり）	対象経費
在宅支援訪問療育等指導事業	7, 3 3 3 円	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料
在宅支援外来療育等指導事業	4, 6 8 6 円	
施設支援一般指導事業	1 4, 6 6 7 円	